

鳥取県告示第 94 号

昭和 46 年鳥取県告示第 621 号（農地法施行令第 2 条第 1 項前段の算定方法に代わるべき算定方法について）の一部を次のとおり改正し、平成 19 年 2 月 2 日から施行する。

平成 19 年 2 月 2 日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>農地法施行令（昭和 27 年政令第 445 号。<u>以下「令」という。</u>）第 2 条第 3 項の規定に基づき、同条第 1 項前段の農地の対価の算定方法に代わるべき算定方法を次のように定めたので、同条第 4 項の規定により告示する。</p> <p>農地法（昭和 27 年法律第 229 号。以下「法」という。）第 9 条の規定による農地の買収が第 1 号に掲げる場合に該当する場合におけるその農地に係る法第 11 条第 1 項第 3 号の対価は、<u>令第 2 条第 1 項前段の算定方法に代えて、第 2 号に掲げる算定方法により算定するものとする。</u></p> <p>(1) <u>令第 2 条第 1 項前段の算定方法に代わるべき算定方法により対価を算定する場合</u></p> <p>ア <u>法第 23 条第 1 項に規定する小作料の標準額（以下「標準小作料」という。）が定められていない地域内にある農地を買収する場合</u></p> <p>イ <u>耕作の事業に供するための農地の取引（農地を農地以外のものにするため農地を売り渡した者がその農地に代わるべき農地を取得するために<u>行う取引</u>その他特殊な事情の下において<u>行われる取引</u>を除く。以下「耕作目的での通常の取引」という。）において成立する価格が農地を農地以外のものにするための取引において成立する価格の影響等により小作料と関係がないものとして形成されると認められる区域内にある農地を買収する場合</u></p> <p>ウ 略</p> <p>エ <u>その農地の属する法第 23 条第 1 項の区分に係る標準小作料がなく、かつ、当該区分に属する農地に小作料の定めのある小作地が著しく少ない場合等その農地の小作料として相当と認められる額を定めることができない場合においてその農地を</u></p>	<p>農地法施行令（昭和 27 年政令第 445 号）第 2 条第 3 項の規定に基づき、<u>同法同条第 1 項前段の農地の対価の算定方法に代わるべき算定方法を次のように定めたので、同法同条第 4 項の規定により告示する。</u></p> <p>農地法（昭和 27 年法律第 229 号。以下「法」という。）第 9 条の規定による農地の買収が第 1 号に掲げる場合に該当する場合におけるその農地に係る法第 11 条第 1 項第 3 号の対価は、<u>農地法施行令（以下「令」という。）第 2 条第 1 項前段の算定方法に代えて、第 2 号に掲げる算定方法により算定するものとする。</u></p> <p>(1) <u>令第 2 条第 1 項前段の算定方法に代わるべき算定方法により対価を算定する場合</u></p> <p>ア <u>法第 24 条の 2 第 1 項の小作料の標準額が定められていない地域内にある農地を買収する場合</u></p> <p>イ <u>耕作の事業に供するための取引（農地を農地以外のものにするため農地を売り渡した者がその農地に代わるべき農地を取得するために<u>行なう取引</u>その他特殊な事情の下において<u>行なわれる取引</u>を除く。以下「耕作目的での通常の取引」という。）において成立する価格が農地を農地以外のものにするための取引において成立する価格の影響等により小作料と関係がないものとして形成されると認められる区域内にある農地を買収する場合</u></p> <p>ウ 略</p> <p>エ <u>その農地の属する法第 24 条の 2 第 1 項の区分に係る小作料の標準額がなく、かつ、当該区分に属する農地に小作料の定めのある小作地が著しく少ない場合等その農地の小作料として相当と認められる額を定めることができない場合においてその</u></p>

買収する場合

(2) 令第2条第1項前段の算定方法に代わるべき算定方法

ア 買収すべき農地の近傍類似の農地（当該農地の近傍にあり、かつ、その価格及び小作料の形成上の一般的要因が当該買収すべき農地と類似する農地をいう。）についての耕作目的での通常の取引の数が当該買収前1年以内に3件以上である場合にあっては、それらの取引において成立した価格を基準として算出するものとする。

イ アに掲げる場合以外の場合にあっては、買収すべき農地の自然的条件、利用上の条件及び固定資産税評価額（令第3条第1項に規定する固定資産税評価額をいう。以下同じ。）と当該農地の近傍の地域において耕作目的での通常の取引が行われた農地に係る自然的条件、利用上の条件及び固定資産税評価額との関係等を基礎とし、当該取引が行われた農地の当該取引において成立した価額に比準して算出するものとする。

農地を買収するとき

(2) 令第2条第1項前段の算定方法に代わるべき算定方法

ア 買収すべき農地の近傍類似の農地（当該農地の近傍にあり、かつ、その価格及び小作料の形成上の一般的要因が当該買収すべき農地と類似する農地をいう。）における耕作目的での通常の取引の数が当該買収前1年以内に3件以上である場合にあっては、それらの取引において成立した価格を基準として算出するものとする。

イ アに掲げる場合以外の場合にあっては、買収すべき農地の自然的条件、利用上の条件及び固定資産税評価額（令第3条第1項に規定する固定資産税評価額をいう。以下同じ。）と当該農地の近傍の地域において耕作目的での通常の取引が行なわれた農地に係る自然的条件、利用上の条件及び固定資産税評価額との関係等を基礎とし、当該通常の取引が行なわれた農地のその取引において成立した価格に比準して算出するものとする。